

4月以降の当面の相談・外来診療体制について(令和3年2月24日事務連絡)

各都道府県における4月以降の当面の相談・外来診療体制について、引き続き適切な維持・整備に取り組むようお願いするもの。

1. 4月以降の当面の相談・外来診療体制に関する基本的考え方

- 相談・外来診療体制については、今後、再び新型コロナウイルスが大きく感染拡大する局面も見据えて、その体制を維持すること。ただし、診療・検査医療機関において、発熱患者等の動向に応じて、対応時間等について適宜、柔軟に調整を行うことは差し支えない。
- また、発熱患者等の受診の流れについても、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関にまずは電話等で相談を行い、当該医療機関も含め、診療・検査医療機関を案内するとともに、相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター」に相談して診療・検査医療機関の案内を受ける流れを維持すること。

2. 診療・検査医療機関の確保

- 診療・検査医療機関については、発熱患者等の適切な医療アクセスを確保する観点から、4月以降、発熱患者等が減少しても基本的には指定を解除せず、指定の効果を継続させること。
- ただし、診療・検査医療機関においては、発熱患者等の発生動向を踏まえて対応時間やブース数等を柔軟に調整することは差し支えない。その際、特に発熱患者等が少ないと考えられる場合には、発熱患者等への対応時間を設定せずに、患者や受診・相談センターからの電話相談を受けてから、準備して診療体制を確保する方法としても差し支えない。

3. 受診・相談センターの確保

- 受診・相談センターについては、引き続き体制を維持するとともに、相談状況を踏まえて拡充も検討すること。受診・相談センターは、引き続き、かかりつけ医のいない発熱患者等を診療・検査医療機関に迅速に案内する役割が求められることから、アプリの導入や、全県の対応、外部委託等も引き続き検討すること。

※ 「令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金」は、令和2年度末で終了。4月以降の診療・検査医療機関は、三次補正の「新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金」により、感染拡大防止対策等に要する費用の補助(診療・検査医療機関の補助基準額100万円)の対象(令和2年度に同補助金の補助を受けた診療・検査医療機関を除く)。